

新 旧 対 照 表

改 正 後	現 行
<p>第3 管理</p> <p>1 施設、設備及び器具の管理</p> <p>(5) 施設内には、みだりに犬(身体障害者補助犬を除く。)、猫等の動物を入れないこと。</p> <p>第5 消毒</p> <p>5 手指の消毒</p> <p>客1人ごとに手指の消毒を行うこと。消毒方法は次の方法によること。</p> <p>ア 血液、体液等に触れ、目に見える汚れがある場合、あるいは、速乾性擦式消毒薬が使用できない場合は、流水と石けんを用いて少なくとも手指を15秒間洗浄すること。</p> <p>イ 上記以外の場合は、速乾性擦式消毒薬を乾燥するまで擦り込んで消毒すること。</p>	<p>第3 管理</p> <p>1 施設、設備及び器具の管理</p> <p>(5) 施設内には、みだりに犬(視覚障害者を誘導する盲導犬を除く。)、猫等の動物を入れないこと。</p> <p>第5 消毒</p> <p>5 手指の消毒</p> <p>(1) 石ケン、ブラシ等を使って消毒前によく洗浄すること。</p> <p>(2) 手指の消毒は、速乾性擦式消毒剤による方法又は手指を消毒液中に浸す方法により消毒すること。</p> <p>手指を消毒液中に浸す方法により消毒する場合には、手指を消毒液中に十分浸し30～60秒もみ洗いすること。この場合の消毒液としては、0.05%～0.1%逆性石ケン液、0.05%～0.2%両性界面活性剤液、0.1%～0.5%グルコン酸クロルヘキシジン液等を使用すること。</p> <p>(3) 手指の消毒後は、水洗いし、清潔なタオル、使い捨てのペーパータオル等でふきとること。</p>